

◎平戸市事業継続支援給付金FAQ

1.総論

No.	質問	回答															
1-1	平戸市事業継続支援給付金とはどのようなものか。	新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、長崎県下全域への特別警戒警報や県独自の緊急事態宣言の発令、長崎市・佐世保市内へのまん延防止等重点措置が適用されたことに伴い、事業収入が減少した県内中小事業者に対し、事業継続を支援するために給付するものです。															
1-2	中小事業者とはどんな事業者か。	<p>中小企業基本法に基づく下記表のうち、「資本金の額又は出資の総額」又は「常時雇用する従業員の数」のいずれかを満たす事業者です。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>資本金の額 又は出資の総額</th> <th>常時使用する 従業員の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①製造業、建設業、運輸業、 その他の業種（②～④を除く）</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td>②卸売業</td> <td>1億円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>③サービス業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>④小売業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>50人以下</td> </tr> </tbody> </table>	業種	資本金の額 又は出資の総額	常時使用する 従業員の数	①製造業、建設業、運輸業、 その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下	②卸売業	1億円以下	100人以下	③サービス業	5,000万円以下	100人以下	④小売業	5,000万円以下	50人以下
業種	資本金の額 又は出資の総額	常時使用する 従業員の数															
①製造業、建設業、運輸業、 その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下															
②卸売業	1億円以下	100人以下															
③サービス業	5,000万円以下	100人以下															
④小売業	5,000万円以下	50人以下															
1-3	どのような場合にこの給付金を申請できるのか。	申請要領p1「イ.申請要件」を参照下さい。															
1-4	どんな業種が対象となるのか。	申請要領p4を参照ください。幅広い業種が対象となります。															
1-5	給付金を支給できない事業者とはどのようなか。	<p>原則として、要件に合致していれば業種を問わず対象となります。但し、国に準じ以下のいずれかに該当する場合は対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人税法別表第一に規定する公共法人 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者 ・政治団体、宗教上の組織若しくは団体 ・上記のほか、給付金の趣旨・目的に照らして適当でないと平戸市長が判断する者 															
1-6	申請には、どういった書類が必要か。	「申請書類チェックシート」を参照ください。また申請要領p3「その他留意事項」も参照ください。															
1-7	この給付金の申請期間はいつか。	令和3年10月7日（木）から令和3年12月24日（金）消印有効です。															
1-8	どこに申請すればいいのか。また、申請書類はどこで入手できるのか。	申請先及び申請方法は申請要領p2「申請方法」、申請書類の入手については、申請要領p2「給付金の申請に必要な書類の入手方法」を参照ください。															
1-9	要領に「法人の場合は本社所在地、個人事業者の場合は住民票上の住所が平戸市内にあること」と記載があるが、いつ時点で判断するのか。	令和3年8月6日時点（外出自粛要請の前日）時点での所在地・住所で判断します。															

No.	質問	回答
1-10	複数の店舗がある場合、店舗の数だけ申請できるか。店舗ごとの申請ではないのか。	本給付金は事業者単位で申請いただき、1事業者あたり1回の申請となります。
1-11	月間事業収入とは、影響を受けた店舗のみの収入でよいか。	対象店舗の事業収入ではなく、事業者の事業全体の収入を指します。
1-12	申請額はどのように計算するのか。	①令和2年または令和元年の8月の月間事業収入－令和3年8月の月間事業収入 ②令和2年または令和2年の9月の月間事業収入－令和3年9月の月間事業収入 の合計が、申請額となります。 ただし、減少率が20%未満または50%以上の月は0円とします。また申請額の千円未満の端数は合計した後に切り捨てます。1か月の限度額は10万円で、2か月合計で最大20万円の給付となります。 平成31年1月1日から令和3年3月31日までの開業者は、申請要領p3の「その他留意事項」等を参照してください。
1-13	事業収入の減少率はどのように計算するのか。	「(①令和2年または令和元年の対象月の月間事業収入－②令和3年の対象月の月間事業収入)÷①×100」を%で表したものが減少率となります。減少率は小数点以下を切り捨てます。 ※減少率が20%未満または50%以上の場合、申請額は0円となります。
1-14	国の月次支援金や時短協力金と一緒に受給できるのか。	令和3年8月、9月において月次支援金、県の大規模集客施設時短協力金や平戸市の時短協力金の対象事業者は、本給付金の給付はできません。

2.申請要件等

No.	質問	回答
2-1	法人の本社所在地は長崎県内（平戸市）にあるが、店舗は県外の場合、給付金の対象となるか。	本社が平戸市内にあるため、その他の要件を満たせば対象となります。
2-2	法人の本社所在地は長崎県外にあるが、店舗は平戸市にある場合、給付金の対象となるか。	本社が長崎県外にあるため対象となりません。
2-3	8月、9月のうち1か月でも、20%以上50%未満で減少していれば、20万円もらえるのか。	本給付金は事業収入減少額方式のため、額一律の支給ではありません。また、申請額は月ごとの申請額及び減少率から算定します。（例：8月の減少率は40%、9月の減少率は10%の場合、8月分のみが支給対象月となり、減少額に応じて最大10万円の申請となります）
2-4	比較対象とする年は異なる年でもよいか。	対象年が異なる申請も可能です。（例：令和元年8月、令和2年9月とそれぞれ比較することも可能）

No.	質問	回答
2-5	取引のある飲食店・遊興施設が、営業時間短縮要請に全期間協力していることが必要となるのか。	<p>全期間、営業時間の短縮、酒類の提供自粛に協力していることが申請要件となります。 なお、協力要請については地域、期間、第三者認証の有無により取扱いが異なりますのでご注意ください。</p> <p><長崎市の飲食店等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・8/10～8/26 営業時間：午前5時から午後8時まで（酒類の提供は午後7時まで） ※「ながさきコロナ対策認証店」は、営業時間は午後9時まで（酒類の提供は午後8時まで） ・8/27～9/12 営業時間：午前5時から午後8時まで（酒類の提供は終日自粛） <p><佐世保市の飲食店等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・8/10～8/26 営業時間：午前5時から午後8時まで（酒類の提供は午後7時まで） ※「ながさきコロナ対策認証店」は、営業時間は午後9時まで（酒類の提供は午後8時まで） ・8/27～9/12 営業時間：午前5時から午後8時まで（酒類の提供は終日自粛） ・9/13～9/30 営業時間：午前5時から午後8時まで（酒類の提供は午後7時まで） ※「ながさきコロナ対策認証店」は、営業時間は午後9時まで（酒類の提供は午後8時まで） <p><長崎市、佐世保市以外の飲食店等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・8/10～9/12 営業時間：午前5時から午後8時まで（酒類の提供は午後7時まで） ※「ながさきコロナ対策認証店」は、営業時間は午後9時まで（酒類の提供は午後8時まで）
2-6	平成31年（令和元年）～令和3年に創業した事業者であるが、申請額はどのように参照するか？	平成31年1月1日から令和3年3月31日までに開業した者は、申請要領p3その他留意事項を参照ください。
2-7	令和3年8月に開業したが対象になるか。	令和3年4月1日以降に開業した事業者は対象となりません。
2-8	事業継承の場合、対象月の取扱はどのようになるのか。	<p>事業承継した場合は、特例として以下のとおり申請額を算出します。</p> <p>事業を以前行っていた者の令和2年又は令和元年の月間事業収入—事業承継を受けた者の令和3年月間事業収入</p>
2-9	飲食店で、時短要請協力金（令和3年8月10日～9月12日）の対象だったが、協力しなかったため協力金はもらっていない。一方で事業収入は30%以上減っているがこの給付金の対象となるか。	時短要請協力金の対象となる事業者は、協力金を受給してなくても本給付金の対象にはなりません。
2-10	宿泊業、タクシードライバーは対象となるのか。	申請要領p4を参照ください。幅広い業種が対象となりえます
2-11	長崎市外の建築業者であるが、長崎市内飲食店の改装等が主な仕事となる場合、対象となるのか。	県の営業時間短縮要請に協力した飲食店・遊興施設と取引がある場合、対象となりえます。
2-12	時短営業に協力した飲食店に不動産を賃貸しているが、家賃を減免して不動産収入が20%以上減った場合対象となるのか。	不動産賃貸を業として、事業収入の申告をしている場合、対象となりえます。
2-13	趣味の家庭菜園で作った野菜を知人に安価で譲ってる。対象になるか。	対象になりません。給付金の対象は、事業を営む中小事業者です。なお、事業者であることを確認するため、申請時には確定申告書（写し）等が必要です。

3.提出書類等

No.	質問	回答
3-1	本社所在地（個人事業者の場合は住民票上の住所）と店舗の所在地、どちらを申請書に記入すればよいか。	申請書には、現在の本社所在地（個人事業者の場合は住民票上の住所）、令和3年8月6日時点のもの、現在の店舗の所在地を記載する欄がありますのでご注意ください。なお、誓約書兼同意書には、現在のものを記入してください。
3-2	添付書類の確定申告書の写しについて、確定申告義務がない場合はどうすればよいか。	住民税申告書類の控えの写しを添付してください。「申請書類チェックシート」の③も参照ください。
3-3	添付書類に必要な「営業時間短縮要請等の影響を受けたことを証明する書類」とはどんなものがよいか。	「県の営業時間短縮要請に協力した県内の飲食店等と直接・間接の取引がある場合」と「外出・移動自粛要請により直接的な影響を受けた場合」で必要な書類が異なります。申請書類チェックシート⑦や本FAQ3-4以降もご確認ください。
3-4	「No.2-5」の事業者であるが、R3.8.10からの時短営業のお願いに協力したことを示す資料とはどのようなか。	時短営業することを告知する貼紙等が確認できる写真、HP、SNSの写しを添付して下さい。 ※「⑦営業時間短縮要請等の影響を受けたことを証明する書類の例その1」を参照
3-5	営業時間短縮要請に協力した飲食店等と取引があり、その影響を受けたため申請するが、「直接取引を確認する資料」とはどのようなものか。	販売先との反復・継続した取引を証する資料であり、売上げ台帳の帳簿、請求書、領収書等の帳簿書類に加え、その取引に関する入出金記録が記帳された通帳の写しを添付してください。
3-6	営業時間短縮要請に協力した飲食店等と間接的に取引があり、その影響を受けたため申請するが、「間接取引を確認する資料」とはどのようなものか。	上記「3-5」に加え、下記①または②のいずれかを添付してください。あわせて「⑦営業時間短縮要請等の影響を受けたことを証明する書類の例その1」を参照してください。 ①直接取引先A社が県内の営業時間短縮要請の協力飲食店Bに出した請求書等の写し ②直接取引先A社が申請者から購入した商品を協力飲食店Bに納入したことを認める誓約書類（任意様式）
3-7	間接の取引の場合、いくつ先の取引先まで対象要件の範囲となるのか。	間接取引の数（間々取引など）に制限はありませんが、すべての取引の繋がりを確認できるような資料を添付する必要があります。
3-8	チェックリストの「⑦営業時間短縮等の影響を受けたことを証明する書類」が準備できないがどうすればよいか。	誓約書兼同意書での代替はできないことから、必ず証明資料を提出していただきます。
3-9	長崎県民にネット上でサービスを提供している事業者であるが、外出自粛の直接の影響を受けた事業者として給付金がもらえるか。	本給付金では、対面の取引がある事業を営んでいることが必要です。
3-10	時短営業を実施したことを示せる資料が無い場合、どのようにすればよいか。	誓約書兼同意書での代替はできないことから、必ず証明資料を提出していただきます。